

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	大阪市中心卸売市場 南港市場施設整備工 事－2第4次設計変 更設計業務委託	300:建築設 計・監理	（株）大建設計	39,930,000	令和6年8月5日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G4	－

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－２第４次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－２」の施工図作成時の仕様等の確認において発生した仕様変更及び附属棟の増築に伴う官庁関係協議並びに 変更申請・図面作成・修正および積算等を行うものであり、「大阪市中央卸売市場 南港市場施設整備実施設計業務委託（以降、当初設計という。）」の設計図面を修正して業務を行う必要がある。

設計業務については、委託業務の完了日以降も引き続いて、設計者としての瑕疵責任を負うことから、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

当初設計の受注者である株式会社大建設計に委託することにより責任の所在が明確となるとともに、設計内容を熟知しているため、迅速かつ効率的な業務を行うことができる。

上記の理由により、当初設計を行った株式会社大建設計と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理グループ（電話番号０６－６６７５－２０１６）